

島本町立図書館資料除籍、廃棄に関する基準

(主旨)

第1条 この基準は、島本町立図書館資料収集方針に基づき、常に新鮮で適切な資料構成を維持するため、図書館資料(以下「資料」という。)の除籍、廃棄についての基準を定めるものとする。

(除籍、廃棄)

第2条 次の各号に掲げる資料は、除籍、廃棄することができる。

(1) 亡失資料

- ア 貸出し等により紛失し、回収不能となったもの
- イ 蔵書点検により所在不明と判明したもの
- ウ 不時の災害及び事故にあったもの

(2) 汚損、破損資料

- ア 汚損や破損がはなはだしく、修理不能もしくは、修理する価値がないと認められたもの
- イ 代替資料があり、修理価値のないもの

(3) 不用資料

- ア 数値、内容の変化により資料価値が失われたと思われるもの
- イ 進歩、発展、流行が著しい分野で時代に即応しなくなったもの
- ウ 受入日より起算して概ね5年以上経過し、保存価値のなくなったもの
- エ その他館長が認めたもの

(適用除外)

第3条 次の各号に掲げる資料は、原則として前条の適用を除外する。

(1) 郷土、行政資料

(2) その他館長が認めた資料

附 則

(施行期日)

この基準は、平成7年1月24日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成21年1月1日から施行する。